

後期高齢者医療制度

に関するお知らせ

～保険料軽減の見直しについて～

■均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

平成28年度

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+(26万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+(48万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

平成29年度から

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+(27万円 ×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+(49万円 ×世帯の被保険者数)	2割軽減

■所得割の軽減割合が見直しされました

保険料所得割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。

平成28年度

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

平成29年度から

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	2割軽減

■被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直しされました

この制度に加入のとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が次のとおり見直しされました。

平成28年度

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	9割軽減

平成29年度から

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	7割軽減

※所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

平成29年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします

■問い合わせ先

- ・北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
- ・住民生活課 国民健康保険係 ☎0137-62-2112
- ・熊石総合支所 住民サービス課 ☎01398-2-3111